

野々市市プレミアム付商品券 参加店舗募集!

のいちに
HAPPYを!

第一次募集／締切：7月31日(水)

野々市市プレミアム付商品券事務局

消費税率引き上げによる影響を緩和し、市内での消費を喚起・下支えすることを目的とした、「野々市市プレミアム付商品券」を使用できる店舗をひろく募集します!

- 参加店舗 / 野々市市内に実店舗を置く事業者を対象にひろく公募
- 販売期間 / 令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)
- 使用期間 / 令和元年10月1日(火)～令和2年3月10日(火)
- 換金期間 / 令和元年10月1日(火)～令和2年3月19日(木)
- 登録料 / 無料
- 発行主体 / 野々市市プレミアム付商品券事務局(野々市市より委託)



申し込み
待ってるよ!

今後のスケジュール

- 7月1日～ 参加店舗の募集
- 8月上旬 参加店舗登録証発送
- 9月上旬 参加店舗向け説明会
- 10月1日～ 商品券販売・使用開始

- 購入対象者 / ①平成31年度住民税非課税者(基準日:平成31年1月1日)
※住民税課税者の生計同一者や生活保護受給者等を除く。
②子育て世帯主(平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯主)
- 販売価格 / 1冊5,000円相当(500円券×10枚綴り)を4,000円で販売
※対象者1人あたり5冊25,000円相当(購入限度額20,000円)まで、1冊ごとに分割購入ができます。
※子育て世帯主の限度額は、対象者1人あたりの金額に子どもの人数を乗じた額となります。
- 販売場所 / 市内10箇所
[イオン御経塚店、イオンタウン野々市(マックスバリュ野々市)、イオン野々市南店の各サービスカウンター他]

お申し込み方法

下記の①②、いずれかの方法でお申し込みください。



① 参加店舗申し込み専用サイトより
<https://www.nonoichi-premium.com/entry/>

② 裏面に必要事項を記入
郵送またはFAX

お申し込みにあたっては、裏面の注意事項や「野々市市プレミアム付商品券事業実施要綱」をご確認ください。

- 申し込み後、審査の上、店頭等で掲示いただくステッカーや登録店舗証を発送します。
- 第一次公募期間中に申請・登録いただいた店舗はリーフレットに掲載されます。(当該期間以降はホームページ掲載のみ)

○ 商品券の換金方法等

- ① 北國銀行窓口で使用済み商品券と換金申請書を提出
- ② 店舗控えを受領
- ③ おおむね3営業日以内(受付日は含まず)に指定口座に入金または振込
※換金可能な銀行は(株)北國銀行の野々市市内の支店窓口です。
※支払方法は入金または口座振込です。(現金での換金はいりません)
※換金における費用負担はございません。
※詳細につきましては、後日送付する販売マニュアルをご確認ください。

野々市市プレミアム付商品券・参加店舗申込書

下記項目にご記入ください。公開情報となりますので、お間違えのないようお願いいたします。(本事業以外には使用しません) *印は必須項目です。

◆申込書宛先
野々市市プレミアム付商品券事務局
〒921-8062 金沢市新保本4-40
〔(株)日本エージェンシー内〕

◆問合せ専用ダイヤル
TEL.076-220-6731
(平日9:00～18:00)

* 店 舗 名

代表者名

* 〒
店 舗 住 所

* 該当エリア ※右のマップを参考にチェックは、1箇所のみ記入

東ブロック 西ブロック 南ブロック 北ブロック

* 電 話 番 号

FAX番号

* 担 当 者 名

担当者
メールアドレス

* 業 種

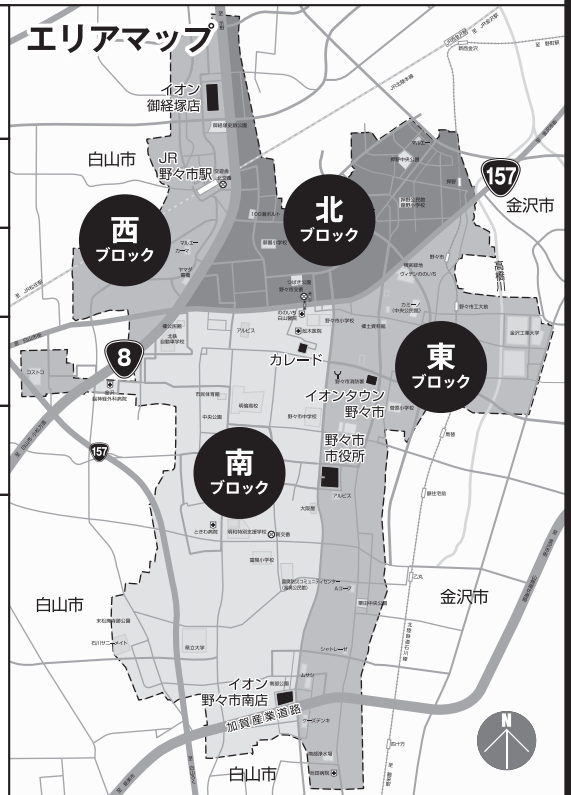
小売業 その他

理容・美容業 具体的に

飲食業

サービス業

エリアマップ



* 主な取扱い商品およびサービス

●参加店舗申し込み
専用サイトより簡単に
申し込み可能



<https://www.nonoichi-premium.com/entry/>

●参加店舗にかかる注意事項

- 購入商品が商品券額面金額に満たない場合、釣り銭の支払いはできません。
- 商品券は、次の場合又はこれに類する場合には使用できません。
 - ① 出資や債務(税金、振込手数料、電気・ガス・水道等公共料金等)の支払い、
 - ② 有価証券、商品券、ビール券・清酒券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード、宝くじ等、換金性の高いものの購入及び電子マネーへのチャージ
 - ③ たばこ事業法において、小売定価以外による販売が禁止されているたばこの購入
 - ④ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い
 - ⑤ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する営業に係る支払い
 - ⑦ 担保に供し、または質入れすること
- 未使用商品券の第三者への転売・譲渡・交換や、換金・返金・払戻はできません。
- 販売・使用期間を過ぎての使用及び本事務局が登録する参加店舗以外の店舗等での使用はできません。
- 「野々市市プレミアム付商品券事業実施要綱」に反することが認められた場合や、国が規定する本商品券の事業趣旨にそぐわない場合、登録を取り消す場合があります。